



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道見津が丘27号線)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業淡河地区萩原北工区)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業淡河地区萩原北工区の従前路線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道萩原下道線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道潤和上脇線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 蓮池妙法寺線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 有野町合併第321号線ほか)	建設局道路管理課	16
告示	道路法による道路の区域変更(国道428号)	建設局道路管理課	17
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 尻池南1号線)	建設局道路管理課	18
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 須磨里166号線)	建設局道路管理課	19
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(西垂水224号線)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(多聞台2号線)	建設局道路管理課	21
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(多聞台64号線ほか)	建設局道路管理課	22
告示	有料公園施設における使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	23
告示	神戸総合運動公園サブ球場における使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	24
告示	苔谷公園における有料公園施設使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	25
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(特定非営利活動法人 兵庫さい帯血バンク)	行財政局税務部市民税企画課	26

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件	行財政局総務課	27
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件(平成21年9月告示第311号)の一部改正	行財政局総務課	33
告示	港湾幹線道路使用料の徴収収納事務の委託	港湾局神戸港管理事務所	34
告示	指定納付受託者の指定	港湾局神戸港管理事務所	35
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	37
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	38
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	39
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	40
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	41
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	42
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(印路自治会ほか)	地域協働局地域活性課	43
告示	神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務の委託	教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課	45
公告	建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧(鳴子1丁目16番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部建築安全課	46
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	47
公告	三宮バスターミナル特定運営事業等選定における客観的評価の結果の公表	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課	48
公告	三宮バスターミナル特定運営事業等募集要項の公表	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課	49
交通局	神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	50

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第46号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和6年3月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和6年3月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年3月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和6年3月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和6年3月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年3月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	令和6年3月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年3月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 36台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第47号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和6年3月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 1台	令和6年3月2日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和6年3月4日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 1台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年3月7日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年3月8日	
	中央区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年3月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 0台	令和6年3月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和6年3月18日	
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和6年3月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年3月22日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年3月25日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年3月27日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車 0台	令和6年3月28日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	2台 0台	令和6年3月1日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	17台 0台	令和6年3月6日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 1台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	11台 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	23台 0台	令和6年3月11日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	9台 1台	令和6年3月13日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	15台 0台	令和6年3月14日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	16台 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	16台 0台	令和6年3月21日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 0台		
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	7台 1台		
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	7台 0台	令和6年3月22日	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	4台 0台	令和6年3月27日	

神戸市告示第48号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年3月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年3月6日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年3月11日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 2台	令和6年3月15日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和6年3月21日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年3月27日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	見津が丘27号線	神戸市西区見津が丘7丁目 1番3地先から 神戸市西区見津が丘7丁目 6番5地先まで	新	221.50	最大 23.00 最小 13.20
			旧	221.50	最大 23.00 最小 13.20

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	萩原28号線	神戸市北区淡河町木津字室ノ下24番2地先から 神戸市北区淡河町木津字室ノ下804番地先まで	114.50	最大 10.60 最小 4.80
	萩原29号線	神戸市北区淡河町木津字室ノ下817番地先から 神戸市北区淡河町木津字室ノ下816番地先まで	82.60	最大 11.80 最小 5.20
	萩原30号線	神戸市北区淡河町萩原字状ケ市1900番地先から 神戸市北区淡河町萩原字池ノ尻1923番地先まで	337.10	最大 11.90 最小 4.40
	萩原31号線	神戸市北区淡河町萩原字通田1740番地先から 神戸市北区淡河町萩原字岩町1822番地先まで	98.80	最大 9.10 最小 4.90
	萩原32号線	神戸市北区淡河町萩原字下青木1834番地先から 神戸市北区淡河町萩原字通田1745番地先まで	294.80	最大 11.00 最小 4.90
	萩原33号線	神戸市北区淡河町萩原字下青木796番地先から 神戸市北区淡河町萩原字岩町1811番地先まで	88.40	最大 6.60 最小 4.20
	萩原34号線	神戸市北区淡河町萩原字上青木1859番地先から 神戸市北区淡河町萩原字岩町1804番地先まで	396.20	最大 19.90 最小 4.60

萩原35号線	神戸市北区淡河町萩原字越前 1715番地先から 神戸市北区淡河町萩原字西別曾 1782番地先まで	675.60	最大 13.80 最小 4.30
萩原36号線	神戸市北区淡河町萩原字通田 1737番地先から 神戸市北区淡河町萩原字越前 1677番地先まで	79.70	最大 7.00 最小 4.60
萩原37号線	神戸市北区淡河町萩原字越前737 番1地先から 神戸市北区淡河町萩原字中通 1637番地先まで	309.00	最大 7.40 最小 4.20
萩原38号線	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西 1621番地先から 神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西 1612番地先まで	137.20	最大 5.50 最小 4.70
萩原39号線	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西 1632番地先から 神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西 1600番地先まで	140.10	最大 5.90 最小 4.60
萩原40号線	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上 1491番地先から 神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上 509番地先まで	129.30	最大 9.00 最小 4.90
萩原41号線	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上 1492番地先から 神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上 1499番地先まで	110.50	最大 10.70 最小 4.70
萩原42号線	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上 1499番地先から 神戸市北区淡河町淡河字歳田 2502番地先まで	285.80	最大 15.80 最小 4.90
萩原43号線	神戸市北区淡河町萩原字稻荷 1572番地先から 神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上 537番地先まで	315.00	最大 11.50 最小 4.80
萩原44号線	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西 1578番地先から 神戸市北区淡河町萩原字稻荷635 番地先まで	158.20	最大 6.40 最小 4.60

萩原45号線	神戸市北区淡河町萩原字稲荷 1562番地先から 神戸市北区淡河町萩原字山崎 1536番地先まで	191.60	最大 12.20 最小 5.50
萩原46号線	神戸市北区淡河町萩原字山崎 1527番地先から 神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西 1593番1地先まで	676.60	最大 32.40 最小 4.40

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。
その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業淡河地区萩原工区内の従前の市道路線。

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	萩原下道線	神戸市北区萩原字越前1706番地先から 神戸市北区萩原字越前1708番地先まで	新	34.00	最大 6.20 最小 5.20
			旧	34.00	最大 2.60 最小 2.60

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	潤和上脇線	神戸市西区池上5丁目12番2地先から 神戸市西区池上5丁目12番24地先まで	新	31.10	最大 5.00 最小 4.60
			旧	31.10	最大 4.10 最小 3.30

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	蓮池妙法寺線	神戸市須磨区神撫町5丁目 6番1地先から 神戸市須磨区神撫町7番5 地先まで	新	12.70	最大 6.50 最小 6.30
			旧	12.70	最大 5.90 最小 5.20

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有野町合併 第321号線	神戸市北区有野町唐櫃字小 谷1994番1地先から	新	30.00	最大 4.00 最小 4.00
		神戸市北区有野町唐櫃字小 谷1980番3地先まで	旧	30.00	最大 3.40 最小 3.40
市道	有野町合併 第322号線	神戸市北区有野町唐櫃字小 谷2012番地先から	新	2.10	最大 4.00 最小 4.00
		神戸市北区有野町唐櫃字小 谷1994番1地先まで	旧	2.10	最大 1.80 最小 1.80

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
国道	428号	神戸市北区山田町原野字大 瀧口7番1地先から 神戸市北区山田町原野字大 瀧口7番3地先まで	新	33.00	最大 26.00 最小 9.00
			旧	33.00	最大 9.00 最小 9.00

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	尻池南1号線	神戸市長田区浜添通5丁目 50番地先から 神戸市長田区浜添通5丁目 48番地先まで	新	20.40	最大 6.00 最小 6.00
			旧	20.40	最大 5.60 最小 5.60

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	須磨里166号線	神戸市須磨区車字前ヶ田 777番1地先から	新	44.00	最大 6.10 最小 6.10
		神戸市須磨区車字前ヶ田 777番1地先まで	旧	44.00	最大 5.70 最小 5.10

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水224号線	神戸市垂水区千鳥が丘2丁目2251番888地先から 神戸市垂水区千鳥が丘2丁目2251番891地先まで	新	53.20	5.60
			旧	53.20	最大 5.40 最小 5.30

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞台2号線	神戸市垂水区多聞台4丁目 121番13地先から	新	180.00	最大 9.60 最小 9.00
		神戸市垂水区多聞台4丁目 121番12地先まで	旧	180.00	9.00

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞台64号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 13地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 12地先まで	243.00	6.00
市道	多聞台65号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 14地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 16地先まで	129.00	6.00
市道	多聞台66号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 13地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 16地先まで	116.00	6.00
市道	多聞台67号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 9地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 10地先まで	18.00	4.00
市道	多聞台68号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 11地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 10地先まで	15.00	4.00
市道	多聞台69号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 16地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 15地先まで	17.00	4.00
市道	多聞台70号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番 12地先から 神戸市垂水区多聞台4丁目121番 11地先まで	13.00	4.00

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、大倉山公園、小野浜公園、遠矢浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園（球技場及びテニスコートに限る）、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糀台公園及び高塚公園の有料公園施設使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する（令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）」の経過措置を適用するため旧政令にて記載）。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市須磨区緑台

公益財団法人神戸市公園緑化協会

理事長 鍵本 敦

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸総合運動公園サブ球場使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する（令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）」の経過措置を適用するため旧政令にて記載）。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号

オリックス野球クラブ株式会社

代表取締役社長 湊 通夫

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する（令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）」の経過措置を適用するため旧政令にて記載）。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号
苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第65号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230012	令和6年4月8日 (令和6年2月20日から 令和11年2月19日まで に支出された寄附金)	特定非営利活動法人 兵庫さい帯血バンク 理事長 後藤 武 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第66号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
保護開始決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
保護変更決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
保護停止決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
保護廃止決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
境界層該当証明書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
低所得者の特例的措置該当連絡票	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
預貯金等の調査について（照会）	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）【再照会】	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
年金の支給状況について（照会）	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
生活保護法による保護決定にともなう扶養義務について（照会）	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15
公用による戸籍謄本等の交付について（依頼）	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方15

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

被（要）保護者の検診について（依頼）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
過払金収入充当通知書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
就労自立給付金決定通知書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
進学準備給付金支給決定通知書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
一時扶助決定通知書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
一時扶助申請却下通知書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
法外援護金支給のお知らせ	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護法第 27 条第 1 項に基づく指導指示書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護法第 63 条（費用返還義務）の適用について（通知）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
介護保険被保険者である生活保護受給者に係る情報提供及び介護保険料の照会について（依頼）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護法医療券	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護法調剤券	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護法介護券	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
精神疾患入院要否意見書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
医療要否意見書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
訪問看護要否意見書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

給付可否意見書（移送）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
給付可否意見書（治療材料）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
治療材料	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
給付可否意見書（柔道整復）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
柔道整復	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
給付可否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
あん摩・マッサージ	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護による施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
居宅介護（介護予防）支援計画等作成依頼書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
要介護・要支援認定判定結果の連絡について	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
被保護者の連絡について	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護費の返還金にかかる納入金額決定について	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護費の徴収金にかかる納入金額決定について	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
履行延期承認通知書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護費返還・徴収金等の納入催告について	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
生活保護費支給内訳書	行政機関の長の印 （福祉事務所長の印）	62 の 2	隸書	方 15
支援給付・配偶者支援金開始決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

支援給付・配偶者支援金変更決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15
給付停止決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15
給付廃止決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15
保護申請却下通知書	市長の印	2	隸書	方 15
境界層該当証明書	市長の印	2	隸書	方 15
低所得者の特例的措置該当連絡票	市長の印	2	隸書	方 15
預貯金等の調査について（照会）	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）【再照会】	市長の印	2	隸書	方 15
年金の支給状況について（照会）	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法による保護決定にともなう扶養義務について（照会）	市長の印	2	隸書	方 15
公用による戸籍謄本等の交付について（依頼）	市長の印	2	隸書	方 15
被（要）保護者の検診について（依頼）	市長の印	2	隸書	方 15
支援給付適用証明書	市長の印	2	隸書	方 15
受給証	市長の印	2	隸書	方 15
過払金収入充当通知書	市長の印	2	隸書	方 15
就労自立給付金決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15
進学準備給付金支給決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15
一時支援決定通知書	市長の印	2	隸書	方 15
一時扶助申請却下通知書	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法第 27 条第 1 項に基づく指導指示書	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法第 63 条（費用返還義務）の適用について（通知）	市長の印	2	隸書	方 15
介護保険被保険者である生活保護受給者に係る情報提供及び介護保険料の照会について（依頼）	市長の印	2	隸書	方 15

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等 医療券	市長の印	2	隸書	方 15
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等 調剤券	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法介護券	市長の印	2	隸書	方 15
精神疾患入院要否意見書	市長の印	2	隸書	方 15
医療要否意見書	市長の印	2	隸書	方 15
訪問看護要否意見書	市長の印	2	隸書	方 15
給付要否意見書（移送）	市長の印	2	隸書	方 15
給付要否意見書（治療材料）	市長の印	2	隸書	方 15
治療材料	市長の印	2	隸書	方 15
給付要否意見書（柔道整復）	市長の印	2	隸書	方 15
柔道整復	市長の印	2	隸書	方 15
給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）	市長の印	2	隸書	方 15
あん摩・マッサージ	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護による施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）	市長の印	2	隸書	方 15
居宅介護（介護予防）支援計画等作成依頼書	市長の印	2	隸書	方 15
要介護・要支援認定判定結果の連絡について	市長の印	2	隸書	方 15
被保護者の連絡について	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護費の返還金にかかる納入金額決定について	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護費の徴収金にかかる納入金額決定について	市長の印	2	隸書	方 15
履行延期承認通知書	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護費返還・徴収金等の納入催告について	市長の印	2	隸書	方 15
過誤納金還付通知書	市長の印	2	隸書	方 15

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

生活保護費支給内訳書	市長の印	2	隸書	方 15
被保護者等緊急援護資金貸付通知書	市長の印	2	隸書	方 15
被保護者等緊急援護資金貸付不承認通知書	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法による医療機関等の指定等について（通知）	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法による施術機関の指定等について（通知）	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法による介護機関の指定等について（通知）	市長の印	2	隸書	方 15
生活保護法第 49 条の 3 の規定に基づく指定の更新について	市長の印	2	隸書	方 15

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第67号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件、（平成21年9月告示第311号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

「

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
保護申請却下通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	隸書	方 15
検診命令書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	隸書	方 15
生活保護適用証明書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	隸書	方 15
過誤納金還付通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	隸書	方 15

」

を

「

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
保護申請却下通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	隸書	方 15
検診命令書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	隸書	方 15
生活保護適用証明書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	隸書	方 15
過誤納金還付通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	隸書	方 15

」

に改める。

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、有料道路自動料金收受システムによる港湾幹線道路使用料の徴収収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪府茨木市岩倉町1番13号

西日本高速道路株式会社 関西支社

支社長 安達 雅人

2 委託開始年月日

令和6年4月1日

神戸市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号
代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好
- (2) 三井住友カード株式会社
東京都江東区豊洲二丁目2番31号
代表取締役社長 大西 幸彦
- (3) 三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
代表取締役社長 角田 典彦
- (4) ユーシーカード株式会社
東京都港区台場二丁目3番2号
代表取締役社長 中西 章裕
- (5) 三井住友トラストクラブ株式会社
東京都中央区晴海一丁目8番10号
代表取締役社長 五十嵐 幸司
- (6) アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
日本における代表者 須藤 靖洋
- (7) 株式会社クレディセゾン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
代表取締役兼社長執行役員COO 水野 克己
- (8) イオンフィナンシャルサービス株式会社
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
代表取締役 藤田 健二
- (9) トヨタファイナンス株式会社
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
代表取締役社長 西 利之
- (10) 株式会社オリエントコーポレーション
東京都千代田区麴町五丁目2番地1
代表取締役社長 飯盛 徹夫

2 指定納付受託者に納付させる歳入等

有料道路自動料金収受システムによるETCクレジットカードを利用した港湾幹線道路使用料

- 3 指定納付受託者による委託開始年月日
令和6年4月1日

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第70号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
原泌尿器科病院	神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号	令和6年2月27日
やまがみ整形外科	神戸市垂水区小束山本町3丁目1番2号	令和6年3月1日
つばめクリニック	神戸市長田区若松町4丁目4番1号	令和6年3月1日
榎本歯科医院	神戸市西区持子3丁目29番2号	令和6年3月1日
甲南山手おしたにクリニック	神戸市東灘区森北町1丁目6番25号	令和6年4月1日
調剤薬局マツモトキヨシ 甲南山手店	神戸市東灘区森北町1丁目6番25号	令和6年4月1日
ふくや皮フ科クリニック	神戸市中央区下山手通2丁目12番11号	令和6年4月1日
やさしい目のクリニック	神戸市中央区元町通1丁目6番11号	令和6年4月6日
スター漢方薬局三宮店	神戸市中央区三宮町2丁目11番1号	令和6年3月6日
なの花薬局垂水駅前店	神戸市垂水区神田町1番17号	令和6年4月1日
スギ薬局 垂水駅前店	神戸市垂水区日向1丁目4番1号	令和6年4月1日
ジャパンファーマシー 西神中央薬局	神戸市西区糺台5丁目6番3号	令和6年4月1日
安真クリニック垂水	神戸市垂水区神田町1番17号	令和6年4月1日
訪問看護ステーション縁	神戸市西区南別府1丁目5番40号	令和6年4月1日

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第71号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
みなみ外科・整形外科	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番3号	令和6年3月1日
岡田歯科	神戸市中央区三宮町2丁目11番1号	令和6年2月29日
こさか歯科クリニック	神戸市北区谷上東町12番20号	令和6年2月29日
医療法人一山十会 クリニック神戸三宮静脈 瘤クリニック	神戸市中央区北長狭通3丁目12番14号	令和6年1月31日
原泌尿器科病院	神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号	令和6年2月26日
やまがみ整形外科	神戸市垂水区小東山本町3丁目1番2号	令和6年2月29日
つばめクリニック	神戸市長田区若松町4丁目4番1号	令和6年2月29日
榎本歯科医院	神戸市西区持子3丁目29番2号	令和6年2月29日

神戸市告示第72号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	休止年月日
西村蘭更堂薬局	神戸市中央区元町通1丁目8番15号	令和5年12月27日

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第73号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
株式会社セリオ 神戸福祉用具貸与事業所	神戸市長田区一番町5丁目8番2号	株式会社セリオ	(新)静岡県浜松市中央区東三方町258番地の1 (旧)静岡県浜松市北区東三方町258番地の1	令和6年1月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
真野真陽あんしんすこやかセンター	(新)神戸市長田区若松町4丁目2番15号 (旧)神戸市長田区腕塚町2丁目1番28号	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号	令和6年2月1日	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第74号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
田中 志弘（チョウ ウ鍼灸整骨院）	田中 志弘	神戸市垂水区名谷町字湯屋谷22 51番地	令和6年3月1 日
千葉 礼（チョウ 鍼灸整骨院）	千葉 礼	神戸市垂水区名谷町字湯屋谷22 51番地	令和6年3月1 日

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第75号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
(新)木村 久紹（神戸駅前接骨院） (旧)木村 久紹（メトロ鍼灸整骨院）	木村 久紹	神戸市中央区中町通4丁目2番23号	令和6年 3月11日

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第76号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、印路自治会、原野自治会、深谷自治会、西盛自治会、東下西自治会、畑山自治会、八多町柳谷自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	印路自治会	原野自治会	深谷自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町印路764番地の1	神戸市北区山田町原野字クノ木2番地	神戸市北区八多町深谷920番地
代表者の氏名	有馬 好孝	東澤 剛	清水 昌世志
代表者の住所	神戸市西区岩岡町印路770番地	神戸市北区山田町原野字八王子13番地	神戸市北区八多町深谷1351番地

名称	西盛自治会	東下西自治会	畑山自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町西盛442番地	神戸市北区山田町東下字翁ヶ谷31番地の3	神戸市北区有野町唐櫃3686番地の1
代表者の氏名	秦 亮人	畑田 廣治	坂本 喜治
代表者の住所	神戸市西区押部谷町西盛442番地	神戸市北区山田町東下字東所23番地	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の12

名称	八多町柳谷自治会
主たる事務所	神戸市北区八多町柳谷1090番1
代表者の氏名	稲葉 昇治
代表者の住所	神戸市北区八多町柳谷345番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 印路自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹本 久保	有馬 好孝
代表者の住所	神戸市西区岩岡町印路708番地	神戸市西区岩岡町印路770番地

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

(2) 原野自治会 令和6年3月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	東久保 正治	東澤 剛
代表者の住所	神戸市北区山田町原野字中ノ株8番地	神戸市北区山田町原野字八王子13番地

(3) 深谷自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	向井 孝史	清水 昌世志
代表者の住所	神戸市北区八多町深谷243番地	神戸市北区八多町深谷1351番地

(4) 西盛自治会 令和6年2月25日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区押部谷町西盛119番地	神戸市西区押部谷町西盛442番地
代表者の氏名	藤本 重隆	秦 亮人
代表者の住所	神戸市西区押部谷町西盛119番地	神戸市西区押部谷町西盛442番地

(5) 東下西自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中阪 勝	畑田 廣治
代表者の住所	神戸市北区山田町東下字野田北30番地	神戸市北区山田町東下字東所23番地

(6) 畑山自治会 令和6年3月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中屋 修	坂本 喜治
代表者の住所	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の284	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の12

(7) 八多町柳谷自治会 令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区八多町柳谷888番地	神戸市北区八多町柳谷1090番1
代表者の氏名	辻上 一三	稲葉 昇治
代表者の住所	神戸市北区八多町柳谷888番地	神戸市北区八多町柳谷345番地

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市告示第77号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 委託契約の相手方の氏名及び住所
公益財団法人 神戸市スポーツ協会
会長 國井 総一郎
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 2 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和6年4月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
鳴子1丁目16番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鳴子1丁目16番6 他

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
株式会社 TUKUYOMI HOLDINGS
代表取締役 山岸 忍
京都市東山区三条通東分木町280番地TUKUYOMI Bldg
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社国分建築設計事務所
阪口章雄
大阪市北区西天満3丁目6番21号
06-6360-5667
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市長田区神楽町6丁目102-2
 - (2) 敷地面積 約545平方メートル
 - (3) 建築面積 約280平方メートル
 - (4) 延べ面積 約1,854平方メートル
 - (5) 高さ 約29.6メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上10階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和6年4月23日から令和6年5月9日まで

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、三宮バスターミナル特定運営事業等を特定事業として選定したので、同条第11項の規定により客観的評価の結果を別紙のとおり公表します。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年4月23日 神戸市公報第3856号

神戸市公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、三宮バスターミナル特定運営事業等に係る民間事業者の募集要項を別紙のとおり公表します。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月10日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第1号

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程

(神戸市交通局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市交通局分課規程(昭和27年10月交規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課)</p> <p>第2条 交通局に次の部、課及び係を設ける。</p> <p style="padding-left: 40px;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 40px;">営業推進課 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">自動車部 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">高速鉄道部</p> <p style="padding-left: 40px;">地下鉄運輸サービス課 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>運輸課</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>運輸係</u></p> <p style="padding-left: 40px;">施設課 [略]</p>	<p>(分課)</p> <p>第2条 交通局に次の部、課及び係を設ける。</p> <p style="padding-left: 40px;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 40px;">営業推進課 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">自動車部 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">高速鉄道部</p> <p style="padding-left: 40px;">地下鉄運輸サービス課 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">施設課 [略]</p>

電気システム課 [略]	電気システム課 [略]
地下鉄車両課 [略]	地下鉄車両課 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]

(神戸市交通局高速鉄道事業所事務分掌規程)

第14条 神戸市交通局高速鉄道事業所事務分掌規程(昭和51年8月交規程第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
第2条 高速鉄道事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 高速鉄道事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
西神中央 管区	[略]	西神中央 管	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

第4条 高速鉄道事業所及びその内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。

運転指令区 [略]

名谷乗務区及び苅藻乗務区 [略]

三宮管区、名谷管区、西神中央管区及び海岸線管区 [略]

地下鉄職員研修所

(1)、(2) [略]

(3) 動力車操縦者の養成及び教育訓練に関する軽易な事項に関すること。

(4) 高速鉄道運転関係従事者の適性検査及び教育訓練に関すること。

保線区 [略]

変電区 [略]

電気区 [略]

検車区 [略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

第4条 高速鉄道事業所及びその内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。

運転指令区 [略]

名谷乗務区及び苅藻乗務区 [略]

三宮管区、名谷管区、西神中央管区及び海岸線管区 [略]

地下鉄職員研修所

(1)、(2) [略]

保線区 [略]

変電区 [略]

電気区 [略]

検車区 [略]

(交通局副局長等専決規程)

第17条 交通局副局長等専決規程（昭和34年4月交規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3 その他の事務		別表第3 その他の事務	
区分	決裁事項	区分	決裁事項
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経営 企画 課課 長（業 務改 革担 当）	1 退職職員の失業の認定に関する こと。 2 地公災法に関する軽易定例 な事項に関すること。 3 規程又は決定による職員証 の発行に関すること。 4 寮の管理に関する軽易な事	経営 企画 課課 長（業 務改 革担 当）	1 退職職員の失業の認定に関する こと。 2 地公災法に関する軽易定例 な事項に関すること。 3 規程又は決定による職員証 の発行に関すること。 4 <u>動力車操縦者の養成及び教 育訓練に関する軽易な事項に 関すること。</u> 5 <u>運転関係従事者の適性検査 及び教育訓練に関すること。</u> 6 寮の管理に関する軽易な事

	項に関すること。 5 職員の研修（他の所管に属するものを除く）に関すること。		項に関すること。 7 職員の研修（他の所管に属するものを除く）に関すること。
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

（神戸市交通局高速鉄道安全管理規程）

第22条 神戸市交通局高速鉄道安全管理規程（平成18年12月交規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（運転管理者の責務）	（運転管理者の責務）
第8条 [略]	第8条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 運転に関する業務のうち、列車等の運転に直接関係する作業を行う係	5 運転に関する業務のうち、列車等の運転に直接関係する作業を行う係

<p>員（以下、「運転関係係員」という。）の教育・訓練に関する業務については、<u>地下鉄職員研修所長</u>が行う。</p> <p>6 前項の場合において、<u>地下鉄職員研修所長</u>は、業務の管理に必要な事項については運転管理者に報告を行い、またはその指示を受けるものとする。</p> <p>7～9 [略]</p>	<p>員（以下、「運転関係係員」という。）の教育・訓練に関する業務については、<u>地下鉄職員研修所</u>が行う。</p> <p>6 前項の場合において、<u>地下鉄職員研修所</u>は、業務の管理に必要な事項については運転管理者に報告を行い、またはその指示を受けるものとする。</p> <p>7～9 [略]</p>
---	---

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。